

犬の登録と 狂犬病の予防注射

生後三か月（九十一日）以

上の犬は、登録（鑑札を交付）と狂犬病予防注射が必要ですが、登録は生涯有効ですが、予防注射は毎年行う必要があります。都合のいい会場へお越しください。

料金：新規登録犬Ⅱ六千三百円（登録料＋注射料金＋注射済票交付手数料）▼既登録犬Ⅱ三千三百円（注射料

集合狂犬病予防注射・登録日程

実施時間 午前＝午前9時30分～11時30分
（雨天決行） 午後＝午後1時～3時

*市と獣医師会で行う集合狂犬病予防注射は、この日程がすべてです。

月 日	時間	会 場
4月5日(木)	午前	大笠自治会館（笠幡）
	午後	笠幡公園（川鶴2丁目）
6日(金)	午前	雀の森氷川神社（新宿町1丁目）
	午後	寿町1丁目集会所（寿町1丁目）
9日(月)	午前	芳野公民館（北田島）
	午後	古谷公民館（古谷上）
10日(火)	午前	JAいるま野日東支店（大袋新田）
	午後	大東南公民館（南台3丁目）
11日(水)	午前	霞ヶ関北出張所（霞ヶ関北3丁目）
	午後	メルト（鯨井）
12日(木)	午前	ジョイフル（今福）
	午後	福原公民館（今福）
13日(金)	午前	川越水上公園プール入場口（池辺）
	午後	熊野神社（今成3丁目）
16日(月)	午前	砂新田2丁目自治会集会所（砂新田2丁目）
	午後	氷川神社（砂）
17日(火)	午前	浅間神社（富士見町）
	午後	中央公民館（三久保町）
18日(水)	午前	小堤集会所（小堤）
	午後	下小坂自治会館（下小坂）
19日(木)	午前	御伊勢塚公園（伊勢原町3丁目）
	午後	東急ニュータウン自治会館（霞ヶ関東5丁目）
20日(金)	午前	寺尾公民館（寺尾）
	午後	熊野町公園（熊野町）
23日(月)	午前	市民グランド駐車場（宮元町）
	午後	浄国寺裏公園（山田）
24日(火)	午前	氷川神社（並木）
	午後	南古谷公民館（今泉）
25日(水)	午前	かすみ野自治会館（かすみ野2丁目）
	午後	ためき山公園（的場1丁目）
30日(木)	午前	保健所（小ケ谷）

金十注射済票交付手数料

注射後は、飼い犬の状態をふだんよりもよく観察し、様子がいつもと違うようでしたら、最寄りの獣医師にご相談ください。

犬の体調がよくない場合、予防注射はできません。体調がよくなりしだい、獣医科医院で予防注射を済ませ、食品・環境衛生課（保健所）に証明書の提出と手数料の納付を行ってください。注射済票を交付します。

手数料：新規登録犬Ⅱ三千五百五十円▼既登録犬Ⅱ五百五十円

●市外から転入した場合
事前に前住所地の鑑札を持ち、食品・環境衛生課で手続きをしてください（集合狂犬病予防注射会場では受け付けできません）。

●犬が死亡した場合・市外へ転出した場合
電話などで食品・環境衛生課へ連絡してください。転出

●犬の所有者が変わった場合
犬が引き続き市内にいる場合は、所有者変更の連絡をしてください。鑑札はそのまま使用できます。市外の場合は、譲り渡した方の住所・氏名・譲り渡した日を連絡してください。

●犬の所有者が変わった場合
でも手続きが必要です。

●犬の所有者が変わった場合
犬が引き続き市内にいる場合は、所有者変更の連絡をしてください。鑑札はそのまま使用できます。市外の場合は、譲り渡した方の住所・氏名・譲り渡した日を連絡してください。

●犬が死亡した場合・市外へ転出した場合
電話などで食品・環境衛生課へ連絡してください。転出

●犬が死亡した場合・市外へ転出した場合
電話などで食品・環境衛生課へ連絡してください。転出

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 「国民健康保険に加入している皆さん、所得の申告は済んでいますか？」 国保年金課国保資格係・TEL内線2479
正しい国保税の計算と均等割の軽減制度の適用判定などのために、所得がない場合でも申告が必要です。
- 紫外線の浴びすぎに注意しましょう 総合保健センター健康増進係・TEL229-4121
春から秋にかけて、紫外線は強くなります。紫外線の浴びすぎは、皮膚がんや白内障の原因になることがわかってきています。正午前後は最も紫外線の強い時間帯です。日傘や帽子を着用しましょう。
- 検察審査会をご存じですか？ 川越検察審査会事務局・TEL225-3500
交通事故や犯罪の被害にあったのに、検察官が加害者を裁判にかけてくれない（不起訴処分）。この不起訴処分に納得できない場合に、国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員によって、不起訴処分のよしあしを審査するのが検察審査会制度です。詳しくは、お尋ねください。

動物への愛情を

保健所への相談・苦情として、いちばん問題となっているのが、野良猫です。

野良猫だけでなく、アライクマやワニガメなどの外来生物が生態系に影響を与えています。このような問題が起きるのも、飼い主が、飼っている動物を捨てるからです。飼い主は、動物を飼い始めたから、「最後まで飼う」という動物

への責任と、「鳴き声やにおいな

どで近所に迷惑を掛けないように飼う」という社会への責任があるといえます。

なお、野良猫については対策として、地域の中で人との共生を指すボラン



ティア活動「地域猫活動」があります。この

活動は、今いる野良猫には不妊・去勢手術を実施します。そして飼っている猫の面倒を最後まで見ること、全体的に野良猫の数を減らしていくというものです。不妊・去勢手術への援助を行っているグループもあります。

人と動物が共生していくためには、適正な飼育と、動物に対して愛情を持って接することが大切です。

もったいないから、ごみ減らし!

グリーンコンシューマーになりましょう



グリーンコンシューマーとは「環境を大切にする消費者」のことです。

まずは、いつもの買い物の際、環境への負担が少ない物の中から、無理をしないで、自分に合った物を選んで購入しましょう。エコマークなどのついたりサイクル製品を選んだり、エコストアなど環境に配慮している店を利用したりすることもよいでしょう。

私たち消費者が「価格」「性能」「安全性」などのモノ選びの基準の中に「環境」という視点を加えることで、企業などの物づくりに影響を与えます。

「環境を大切にした商品は高いのでは……」という声を聞きますが、利用が広がって安くなっている物も多くあります。

少しずつ、自分の暮らしの中に「エコロジー」を広めることで環境にやさしい社会を作りましょう。

問い合わせ…環境業務課減量リサイクル推進係・TEL内線2636

問い合わせ…環境業務課減量リサイクル推進係・TEL内線2636

Report

消費生活レポート

143

団塊の世代が狙われて
います!

事例

会社を定年退職し、家でゆっくりしていたところ、昼間どこかの会社から電話がかかってきた。いくら断っても、何度もしつこくかかってくる。一社だけでなく、いろいろな会社から電話があるので、煩わしくて非常に迷惑している。

退職後で、在宅率の高い高年層を狙った電話勧誘販売関連の被害は増加傾向にあります。高年層では、健康食品・紳士録や名簿・広告代理サービス・電話関連サービスなどに関する相談が多くなっています。対象年代の興味を引くような商品で勧誘が行われているのです。

団塊の世代が退職期を迎えています。趣味や遊びにも意欲的なこの年代は、さまざまな企業から、市場として期待されています。しかし、中には悪質な業者もいます。そのターゲットとならないように、十分に注意しておく必要があります。

消費者へのアドバイス

- ① 契約の意志がないときは、きっぱり断りましょう
- ② セールストークをうのみにせず、すぐには契約をしないで家族などに相談しましょう

消費生活相談

生活情報センター・市民相談室分室で行っています。詳しくは、毎月二十五日発行の広報川越・市民相談案内をご覧ください。

問い合わせ…生活情報センター（アトレ六階）

TEL226-7066